

回 覧 平成28年12月15日（三股町）代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-----------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①募 集 | 1 | ◆町コミュニティバス「くいまーる」運転士を募集します
◆水質検査員を募集します |
| | 2 | ◆「家内労働（内職）情報」をお知らせします |
| | 3 | ◆自衛官候補生（男子）を募集します |
| ②催 し | 3 | ◆「第114回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します |
| | 4 | ◆「三股町文化の祭典」を開催します |
| ④お知らせ | 4 | ◆町役場内のJA都城窓口の取扱い業務が一部停止になります |
| | 5 | ◆償却資産申告書（固定資産税）を送付します
◆家屋を取り壊した人、取り壊す予定の人はご連絡ください
◆特定高齢者の住宅改修助成金を受ける業者は
事前登録が必要です |
| | 6 | ◆上米公園パークゴルフ場は、正月2日から営業しています
◆「みやざき畑かん営農振興大会」を開催します |
| ⑥保健と福祉
(一 般) | 7 | ◆「こころの健康相談」を実施します |
| | 8 | ◆「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します |



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|----------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 8 | ◆「介護未経験者のための就業支援講座」の受講者を募集します |
| | 9 | ◆「第16回宮崎県障がい者スポーツ大会」の出場者を募集します |
| ⑧農林畜産業関連 | 9 | ◆あぜ焼きを実施します |
| | 10 | ◆1月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
◆農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています
◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒」の日です |
| | 11 | ◆高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう |
| ⑨相 談 | 11 | ◆「行政相談」を実施します |
| | 12 | ◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています
◆町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています |

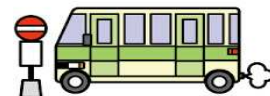


① 募 集

◆ 町コミュニティバス「くいまーる」運転士を募集します

業務内容	コミュニティバス運転士
募集人員	若干名
応募条件	年齢62歳まで ○大型2種免許または大型免許取得者 ※大型免許取得者は採用後に講習を受ける必要があります。 ※過去1年間に免許停止処分を受けていない人
雇用期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日まで ※服務状況で更新あり
勤務地	町コミュニティバス事務所および町内
勤務時間	交代制勤務（午前6時～午後8時30分の間） ※勤務日で時間に変動あり
賃金	時給1,050円 ※賞与・交通費支給なし
福利厚生	雇用保険、労災保険あり
必要書類	①履歴書 ②運転免許証のコピー ③過去5年分の運転記録証明書（運転免許センターで発行） ※郵送申込可
申込先	〒889-1995 三股町五本松1番地1 三股町役場総務課行政係
申込締切	平成29年1月31日（火）（当日消印有効）
選考方法	書類審査・面接

※お問い合わせは、
総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）
☎：52-1112（直通） お願いします。



◆ 水質検査員を募集します

水道水は、「濁り・臭気、塩素の残留効果」について、1日1回以上検査を実施するよう水道法の規定で定められています。

このため町では、水質検査を行うための水質検査員を募集します。

この水質検査は、1回5分程度の検査を1年間、毎日欠かさず行い、毎月1回検査状況を報告する必要があります。

募集地域	宮村地区、植木地区、蓼池地区、梶山地区、大野地区、轟木地区、東原・稗田地区
募集人員	各地区から1人（計7人）
検査方法	目視での色・濁りの有無、臭気の有無、検査キットを使った残留塩素測定 ※1回の検査時間は5分程度です。
検査場所	各検査員の自宅。 普段使用している水道水を採取して検査します。
報償額	月額6,570円
契約期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日 ※2年を限度として契約を更新することができます。
申込方法	環境水道課 上水道係へ電話でご連絡ください。
申込期限	平成29年1月31日（火）

※お問い合わせは、
環境水道課 上水道係（2階 ⑩番窓口）
☎：52-9081（直通） お願いします。



募集中

◆ 「家内労働（内職）情報」をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

さまざまな仕事の情報を提供していますので、ぜひご利用ください。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（希望する家内労働の募集が終了している場合もあります）。

電話での相談も受け付けています。気軽にお問い合わせください。

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

★データ文字入力・部品組み立て・刺しゅう・編み物などの経験者、ワープロ・エクセル・ワードなどの資格を持った人も登録しています。

★ボタン付け・糸切り・ラベル貼り・宛名書き・アクセサリ作り・データ入力・箱組み立て・部品組み立てなどの内職や短期間の内職も受け付けています。ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

【仕事の内容など】

<仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります>

仕事の内容	委託地域	工賃
ゴム製品のバリ仕上げ、検査	三股町、都城市	3円～24円/個
プラスチック製品のバリ仕上げ（検査、組み立て他）	三股町、都城市	作業内容による
学生服まとめ（まつり縫い、スナップ付け他）	三股町、都城市、財部町、末吉町	30円～50円/着
縫製後の糸切りまとめ作業（ループ、まつり縫い、ボタン付け、肩パット付け）	三股町、都城市とその近辺	4円～ (宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 4円～20円/本
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	2万円～ 4万5千円/反
学生服ミシン縫製	三股町、都城市とその近辺	30円～140円/着

※12月1日現在

■相談日：月曜日～金曜日（祝日を除く）

■相談時間：午前9時～午後5時

※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター（都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内）

（☎・ファクス：25-0300）をお願いします。

☆詳しくは県のホームページをご覧ください。

宮崎 内職

検索



◆ 自衛官候補生（男子）を募集します

自衛官候補生とは、任期制の自衛官として任官する前に、自衛官として必要な基礎的教育訓練に専念するための採用制度です。各種教育訓練や職務を通じた技術の習得のほか、再就職に向けた必要な資格の取得など、希望に合わせたキャリアプランが描けます。

また、訓練を経て任期制自衛官になると、諸手当でも支給されます。

特例退職手当	任期満了ごとに特例退職手当を支給
自衛官候補生手当	月額12万6,900円（入隊から3カ月間）
自衛官任用一時金	17万6,000円（2士に任官後の翌月に支給）
2士任官後の棒給	月額16万1,600円～
各種手当	2士に任官後、該当者には地域手当、寒冷地手当、航海手当、乗組手当などが支給されます。また、年2回期末・勤勉手当が支給されます。

- 受付期間 受け付けは年間を通じて行っています。
- 応募資格 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男性
- 試験
 - (1) 試験期日および試験場
受付時にお知らせします。
 - (2) 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会および作文）、
口述試験、適正検査、身体検査



※お問い合わせは、
都城募集地域事務所
☎：23-3944（内線367、368）にお願いします。

② 催し

◆ 「第114回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	12月25日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

今回の朝市は、年末恒例イベント『もちつき大会』企画！その他、年末・年始に備えた商品【しめ飾りや年越しそばなど】の予約や販売を行います。

もちろん、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品もたくさん販売されます。さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●お楽しみ抽選会は午前10時ごろから開催します

上記のポイント引換所で、抽選券をもらうことができます。

抽選券は1人につき1枚までです。

※雨の場合、抽選会を行わない場合があります。ご了承ください。

●年末の恒例行事『もちつき大会』

杵と臼を使った餅つきの実演を行い、つきたての丸めたお餅を配布します！（数に限りがあります。）

詳細は、チラシまたは、「よかもんや」までご確認・お問い合わせください。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。

※新規出店者も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」

☎：52-3131 にお願いします。



◆ 「三股町文化の祭典」を開催します

毎年、町内外から多くの人に参加する「三股町文化の祭典」。今年も次のとおり実施します。

童謡・唱歌、短歌や舞踊・大正琴披露などの文化芸能、生涯学習の発表、作品展示など、多彩な内容となっています。家族・友人お誘い合わせのうえ、ぜひ気軽にご来場ください。入場は無料です。

【日時】 2月11日（土）午前9時30分～
12日（日）午前9時35分～



【場所】 町立文化会館

【内容】 11日（土） 全体開会式（9時30分～）
第1部 童謡まつり（午前9時40分～）
 ・童謡・唱歌愛好団体（16組）によるステージ
 ・ゲスト「spirit（スピリット）」コンサート
第2部 文化芸能まつり（午後1時30分～）
 ・歌詠み会
 （三股短歌会会員・小中学生による短歌朗詠）
 ・舞踊など披露（団体の部、師匠の部）
 12日（日） **第3部** 元気まつり（午前9時35分～）
 ・生涯学習教室（36団体）の舞台発表
 ・生涯学習教室の作品展示
 （2日間とも開催しています）



※お問い合わせは、
 「三股町文化の祭典実行委員会」事務局（町立文化会館内）
 ☎：51-3462 にお願ひします。

④ お知らせ

◆ 町役場内のJA都城窓口の取扱い業務が一部停止になります

JA都城の業務体制の見直しにより、町役場窓口（1階2番窓口）で取り扱っている業務内容が一部停止になります。

停止になる窓口業務は「貯金取引（貯金の入金・出金）」で、平成29年2月21日から取り扱いを停止することになりました。

利用者の皆さんには大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年2月21日以降は、ATMもしくは最寄りのJA都城の各店舗をご利用ください。

公共料金の支払いや町収入証紙の購入などは、これまでどおり利用できます。

【ATMでの取り扱い内容】

	通帳での預け入れ	通帳での引き出し	通帳記帳
キャッシュカードを発行している人	○	○	○
キャッシュカードを発行していない人	○	×	○

現行どおり受け付けできる業務

1. 税・公共料金などの支払い・・・町税、都城市税、電気料、電話料、国民年金保険料、県税
2. 証紙販売・・・町証紙、県証紙
3. 両替・・・ただし、金種指定で手数料が発生するものは受付不可
 【手数料が発生する両替…金種を問わず、51枚以上の両替】

※ご不明な点などございましたら、JA都城三股支所までお問い合わせください。

※お問い合わせは、JA都城三股支所
 ☎：52-1122 にお願ひします。



◆ 償却資産申告書（固定資産税）を送付します

地方税法の規定により、該当する償却資産の所有者に対して12月末までに申告に必要な書類を送付します。

必要事項を記入し、平成29年1月31日（火）までに税務財政課 資産税係（町役場1階 ⑤番窓口）に提出してください。

平成29年度償却資産申告書にマイナンバー（個人番号・法人番号）を記載してください。

【個人の場合】

1. 償却資産申告書に12桁の個人番号をご記入ください。（右詰め）
2. 提出時に窓口で次の確認を行います。
 - ①免許証など写真付の証明で本人確認を行います。
 - ②個人番号カード（または通知カード）で番号の確認をします。
 - ③代理人が提出する場合、①・②の他に委任状が必要となります。

【法人の場合】

償却資産申告書に13桁の法人番号をご記入ください。（右詰め）

※償却資産とは、会社・個人で工場や商店などを経営している場合、その事業のために使っている機械・器具・備品などを指します。

◆ 家屋を取り壊した人、取り壊す予定の人はご連絡ください

家屋を取り壊した人、または年内に壊す予定の人はご連絡ください。専用住宅を壊すと、土地の住宅用地の特例が無くなるため、税額が以前より増える場合があります。取り壊す前にご確認ください。

※お問い合わせは、
税務財政課 資産税係（1階 ⑤番窓口）
☎：52-9636（直通）をお願いします。



◆ 特定高齢者の住宅改修助成金の対象となる住宅改修を行う業者は事前登録が必要です

町では特定高齢者（※）が手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に補助を行っていますが、改修を行う大工・施工業者はあらかじめ町に登録をする必要があります。

次の日程で事業や登録のための説明会を開催しますので、参加を希望する場合は申し込みをお願いします。

日時	平成29年1月31日（火） 午後2時～（1時間程度）
場所	町役場 4階第2会議室
対象	町内の大工、または町内に事業所のある施工業者
申込期限	平成29年1月23日（月）

※平成29年度の登録を希望する業者は、これまでの研修の受講有無に関わらず、今回の説明会への参加が必要となります。



※お申し込み・お問い合わせは、
福祉課 介護高齢係 ☎：52-9062（直通）をお願いします。

※特定高齢者・・・介護認定を受けていないが、介護予防の取り組みが必要であると町から認定された65歳以上の高齢者

◆ 上米公園パークゴルフ場は、正月2日から営業しています



上米公園パークゴルフ場が1コース（9ホール）増えてさらに楽しめるコースになりました。正月休みに家族・友達とゆっくりパークゴルフを楽しみませんか。皆さんのお越しをお待ちしております。

営業日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年末 12月30日（金）まで ■ 年始 1月2日（月）から <p>※月曜定休日ですが2日から営業します。</p>
利用時間	午前8時30分～午後5時
定休日	毎週月曜日
利用料金（クラブ・ボール込み）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1ラウンド（27ホール） <li style="padding-left: 20px;">大人（高校生以上） 300円 <li style="padding-left: 20px;">中学生以下 200円 ■ 終日（1日プレー） <li style="padding-left: 20px;">大人（高校生以上） 500円 <li style="padding-left: 20px;">中学生以下 300円



※お問い合わせは、
上米公園パークゴルフ場
（三股町大字樺山2954-5）
☎：51-2570 にお願ひします。

◆ 「みやざき畑かん営農振興大会」を開催します

畑地かんがい用水を活用した営農の普及・拡大を目的とした振興大会が開催されます。

参加を希望する人は事前にお申し込みください。

趣 旨	<p>本県の畑地かんがい事業は、国営かんがい排水事業7地区のうち6地区で国営事業が完了し、残る西諸地区においても完了間近であり、平成29年4月からは県内全7地区で水の供用が始まる予定です。</p> <p>また、平成24年度から畑かんマイスター制度を導入し、各地域において水を活用した営農の推進活動を行っています。</p>
日 時	平成29年 2月 6日（月） 午後1時30分～4時
場 所	ウエルネス交流プラザ ムジカホール （都城市蔵原町11街区25号）
内 容	<p>【基調講演】 講師 株式会社 彩喜 取締役社長 木村 幸雄 氏（1時間程度）</p> <p>【事例発表】 ①有限会社福岡農産 ②宮崎県畑かんマイスター（4人）</p>
申込期限	1月10日（火）まで



※お申し込み・お問い合わせは、
産業振興課 農業振興係（3階 ⑫番窓口）
☎：52-9086（直通）にお願ひします。

⑥ 保健と福祉（一般）

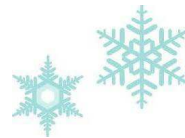
◆ 寒くなったら水道管の凍結にご注意ください

平成28年1月の寒波で町内でも水道管の破裂が多くありました。

■こんな時は凍結に注意

- ・気温が氷点下4℃以下になると水道が凍結しやすくなります。
- ・屋外、北側で日が当たらない場所
- ・露出している水道管などは、特に注意が必要です。

自宅の水道は大丈夫でしょうか？天気予報に注意して水道管を凍結から守りましょう。



■凍結を防止するには

- ・少しだけ水を出しておく
水道代が気になる人もいますが、少しずつであればそれほど掛かりません。水道管が破損して修理する方がお金が掛かります。
- ・水道管に**保温材**（布や毛布でも代用可）を巻き、その上からビニールテープなどを巻いて防水すると効果があります。
布や毛布が濡れると逆効果になるので注意してください。

■凍結で水が出ないときは

- ・自然に溶けるまで待つ
- ・凍った箇所タオルなどを巻き付けて**ぬるま湯**をゆっくりとかける
※熱湯は水道管が破裂する可能性があります。
- ・ドライヤーの温風を当てる



■もし、水道管が破裂したら

- ・水道管が破裂した場合は、メーターボックス内の止水栓を閉め、町指定給水装置工事業者に修繕を依頼してください。

不明な点は上水道係までお問い合わせください。

※環境水道課 上水道係（2階 ⑩番窓口）

☎：52-9081（直通）をお願いします。



◆ 「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域住民が精神科医師に相談できる機会の一つとして、「こころの健康相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日程	1月19日（木）、2月20日（月）、3月16日（木）
時間	午後1時30分～
場所	都城保健所（都城市上東3-14-3）
対象	保健師が事前に相談を受け、医師への相談が必要だと判断された人。 家族や関係者からの相談も受け付けます。
相談内容	(1)引きこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など、精神保健一般に関する事 (3)アルコール依存、薬物問題、そのほかの依存に関する事
相談体制	予約制、1日の相談は3人まで
料金	無料

※お申し込み・お問い合わせは、

都城保健所 健康づくり課

☎：23-4504 をお願いします。



◆ 「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します

薬物（違法薬物、危険ドラッグ、処方薬など）の依存症は心の病気です。薬物の問題は、使っている本人だけでなく、周囲のあらゆる人を巻き込みながら進行していきます。本人に近い人ほど、「薬物の問題を自分が何とか解決しなければ」と責任を背負い込み、恨みや怒りを抱えて傷つき、自信をなくし、孤独に陥りやすくなります。

「薬物依存症者の家族のつどい」では、同様の問題、悩みを抱える家族が自分の気持ちを正直に話せる安全な場所として、毎月1回ミーティングを行っています。薬物依存症が病気であることを確認し、家族が抱えている重荷を少しずつ少なくしていくことで、まずは家族自身の回復を目指しましょう。次のとおり開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象者	県内在住で、薬物に関する問題を抱える家族
内容	家族ミーティングや情報交換
場所	県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
日程	1月17日(火)、2月21日(火)、3月21日(火) 午後1時30分～3時30分 ※毎月第3火曜日に開催しています。 ※この「つどい」で他の家族から聞かれたことは、秘密厳守をお願いします。

※お問い合わせは、

県精神保健福祉センター（県総合保健センター 4階）

〒880-0032

宮崎市霧島1-1-2

☎：0985-27-5663

ファクス：0985-27-5276 お願いします。



◆ 「介護未経験者のための就業支援講座」の受講者を募集します

都城コアカレッジでは、「宮崎県介護未経験者就業支援事業」の受講生を募集します。今回は、3回に分けて介護の基礎、介護のコツ、仕事の探し方について講座を行います。

講習名	介護未経験者のための就業支援講座	
研修詳細	開催日時	内 容
	2月7日(火)	・介護人材の必要性と雇用状況について ・介護に関する制度について ・コミュニケーションの実際
	2月8日(水)	・高齢者の心と体（認知症の理解を含む） ・体の動かし方（ボディメカニクス） ・介護基礎技術 （食事の介助、体位変換、移動の介助など）
	2月9日(木)	・介護現場訪問 （福祉施設見学、利用者とのコミュニケーションなど） ・介護現場訪問の振り返り ・就労等ガイダンス
開催場所	都城コアカレッジ（都城市吉尾町77番8）	
対象者	・介護に関する制度や介護の仕方に関心があり、基礎を学んでみたい人 ・介護資格未取得者で、介護分野で働いてみたい人または働いている人 ・身近な人の介護をしている人	
受講料	無料（受講料、テキスト代）	
締切日	1月31日(火) ただし、定員に達し次第締め切ります。	
募集人員	15人	

■申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、持参、ファクス、郵送のいずれかの方法でお申し込みください。申込書は、同学園または町役場福祉課の窓口にあります。

※お問い合わせは、

学校法人都城コア学園 都城コアカレッジ

〒885-0006

都城市吉尾町77番8

☎：38-4811 ファクス：38-4810

<http://mcc.core.ac.jp> お願いします。



◆ 「第16回宮崎県障がい者スポーツ大会」の出場者を募集します

■開催期日……平成29年5月14日（日）
※ボウリングとボッチャ競技は、7日（日）開催

■場 所……県総合運動公園ほか

■大会参加資格…県内に住んでいる人で、次の要件を満たす人。
①身体の一部：平成29年4月1日現在13歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた人。
②知的の一部：平成29年4月1日現在13歳以上で、療育手帳の交付を受けた人。または、その取得の対象に準ずる障害のある人。
③精神の一部：平成29年4月1日現在13歳以上で、精神保健福祉手帳の交付を受けた人。または、その取得の対象に準ずる障害のある人。



■開催競技

競技種目	身体の一部	知的の一部	精神の一部
陸上競技	○	○	×
水泳	○	○	×
卓球	○	○	×
アーチェリー	○	×	×
フライングディスク	○	○	×
ボウリング	×	○	×
バレーボール（団体）	×	×	○
ミニバレーボール（団体）	×	×	○
グラウンド・ゴルフ（団体）	×	×	○
ボッチャ	○	×	×

■募集の締め切り…平成29年1月20日（金）

※お申し込み・お問い合わせは、
福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52-9061 にお願ひします。



⑧ 農林畜産業関連

◆ あぜ焼きを実施します



農作物病虫害の越冬生息源の撲滅を目的として、町内一斉に水田・畑の「あぜ焼き」を実施します。

町民の皆さんのご協力をお願いします。

1. 期日 平成29年1月15日（日）
2. 時間 午後1時～4時

★実施する場合、午後1時に消防演習サイレンを吹鳴します。
★雨天などで延期する場合、当日午前中に広報塔でお知らせします。
★順延日 ⇒ 1月22日（日）同時刻

3. 実施地域 町内全域の水田・畑のあぜなど

4. 巡回指導 各地域農業集団長、各地区農事振興会長
各集落営農集団長、町産業振興課職員

★担当する地区内で畦畔以外への延焼や作物などへの被害が出ないよう啓発や見回りを行います。

5. 防火対策 町消防団が飛び火警戒に当たります。

6. 注意事項

- ①火入れ時間を必ず守ってください
- ②一人での作業はしないでください
- ③風の強い場所では焼かないでください
- ④建物や山の近くでは焼かないでください
- ⑤延焼を防ぐための備えを行い、火付けをしてください
- ⑥場所移動時は、完全な消火の確認をしてください
- ⑦危険箇所への火入れを行うときは、各地区の消防団・地域農業集団長・農事振興会長・自治公民館長にご連絡ください
※山林や人家の近くでのあぜ焼きには特にご注意ください
- ⑧JR線路の敷地内ではあぜ焼きはできません
(ケーブルが埋設してあるため、火入れは禁止です)



※お問い合わせは、三股町農業振興対策協議会
【事務局】産業振興課 農業振興係（3階 ⑫番窓口）
☎：52-9086 にお願ひします。



◆ 1月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みプラスチックは、排出業者（農業者）の責任で、適正に処理することが義務付けられています。

☆1月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日時	1月11日（第2水曜日）・1月18日（第3水曜日） ≪午後1時30分～3時30分≫ ★雨天時は中止になる場合があります。 ★上記日時以外は受け入れできません。ご注意ください。
場所	町最終処分場（グリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん （認め印可）をお持ちください。



◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数**に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換します。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めていただくとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①農業を営み、町内に居住していること。
- ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、産業振興課 農業振興係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

海外では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生事例が引き続き報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

※お問い合わせは、産業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。

屋外で鳥を飼育している人へ

◆ 国内で高病原性鳥インフルエンザが発生しました



11月に国内の養鶏農場で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。また、鹿児島県の野鳥からも同様にウイルスが確認されています。この病気が蔓延すると本町の畜産業の深刻な被害となります。愛玩鶏で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合も殺処分や周辺地域の移動制限などの防疫措置がとられます。病気の発生を防止するため、次のことに十分気を付けましょう。

◎餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・野鳥の嫌いな光を反射するコンパクトディスク（CD）などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう！

◎湖や池などでの放し飼いはやめましょう！

◎鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう！



※消毒薬が必要な人には、町役場で配布を行っています。

お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。（鳥を捨てる〔放置する〕と、法律により罰せられる場合があります）
- 続けて死亡した、首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、以下の対応をお願いします。
 - ①すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ②飼育小屋から鳥・卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、農林振興局まで連絡してください。
- 鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を飼育している人は、産業振興課 畜産係までお知らせください。

※お問い合わせは、

産業振興課 畜産係 ☎：52-9088（直通）

都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151

北諸県農林振興局 ☎：23-4523 をお願いします。

⑨ 相談

◆ 「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いたうえで、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行い、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期 日	平成29年1月4日（水）、1月16日（月）
時 間	午前10時～正午
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
相 談 委 員	下石年成、大村田三吉

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。



◆ 「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	平成29年1月17日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめ事など、法律上のさまざまな相談・悩み事に対して、司法書士が適切に回答します。
申し込み方法	相談は 予約制 です。人数に制限がありますので、相談希望者は早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みください。秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 にお申し込みします。

◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。

また電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 にお申し込みします。



◆ 町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています

町福祉・消費生活相談センターでは消費生活のトラブルなど、さまざまな相談を受け付けています。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

■相談内容

<こころの相談>

- ・こころや体の悩み
- ・人間関係の悩み（職場・学校・家庭など）

<消費の相談>

- ・借金（多重債務）や訪問販売
- ・商品やサービスの契約解除
- ・架空請求詐欺
- ・インターネットでの消費者取引



■相談日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

時 間：午前9時～正午 午後1時～午後4時



※お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター

☎：52-0999 にお申し込みします。